

国設三貫島鳥獸保護区

三貫島特別保護地区

指定計画書(案)

平成13年 月 日

環境省

1 特別保護地区の名称

国設三貫島鳥獣保護区三貫島特別保護地区

2 国設鳥獣保護区の設定区分

集団繁殖地

(オオミズナギドリ及びヒメクロウミツバメの集団繁殖地)

3 特別保護地区の区域

岩手県釜石市箱崎町第4地割76番三貫島の区域

4 指定理由

特別保護地区は、オオミズナギドリ及びヒメクロウミツバメ等海鳥の繁殖地として今後も保全していく必要があるため。

5 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 25 ha

内 訳

ア 形態別内訳

林 野 25 ha

農 耕 地 -

水 面 -

そ の 他 -

イ 所有者別内訳

地方公共団体有地	25 ha	〔	都道府県有地	-
			市町村有地等	25 ha

私有地等 -

公有水面 -

ウ 他の法令による規制区域

自然環境保全法による地域 -

自然公園法による地域 特別保護地区 25 ha (陸中海岸国立公園)

文化財保護法による地域 25 ha (天然記念物)

森林法による地域 25 ha (魚つき保安林)

6 国設鳥獣保護区(特別保護地区)の存続期間

自 平成13年11月1日

至 平成33年10月31日 20年間

7 指定区域における鳥獣の生息状況

(1)当該地域の概要

当該地域は、釜石市の東北東 9km、箱崎半島の南海上に位置し、標高 128m、周囲約 4kmの無人島であり、島の周囲は断崖をなしており、また、浜は岩礁となっている。

島全体が国立公園特別保護地区に指定(昭和 30年 5月)され、暖地性のタブノキを主体とした自然林が良好な状況で保全されており、オオミズナギドリ、ヒメクロウミツバメ等の海鳥が繁殖している。

なお、三貫島は、「三貫島オオミズナギドリ及びヒメクロウミツバメ繁殖地」として国の天然記念物に指定(昭和 10年 12月)されている。

(2)生息する鳥獣類

(当該地域で一般的に見られる鳥獣には、印を、環境大臣がその保護繁殖を特に図ることが必要として定めた鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣にはアンダーラインを付す。)

ア 鳥類

オオミズナギドリ、ヒメクロウミツバメ、クロコジロウミツバメ、ウミウ、ウミネコ、オオセグロカモメ、アマツバメ、ミサゴ、オジロワシ、オオワシ、トビ、ハヤブサ

イ 獣類

なし

(3)当該地域の農林水産物の被害状況

なし

8 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第 8条の 8第 9項の規定による補償に関する事項

該当なし

9 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

鳥獣保護区用制札	0本
特別保護地区用制札	0本
案内板	0基
給水器	0基
給餌台	0基
巣箱	0個
その他	